

令和7年度

第3回定例農業委員会会議録

令和7年6月20日 開催

令和7年6月20日 閉会

(場所) 綾川町綾南農村環境改善センター

令和7年度 第3回 綾川町農業委員会会議録

農委告示 第6号

令和7年度 第3回 農業委員会を次のとおり招集する。

令和7年6月20日

農業委員会会長 笹川 武義

召集 令和7年6月13日

場所 綾川町綾南農村環境改善センター

開会 令和7年6月20日 午前 9時00分

閉会 令和7年6月20日 午前 9時53分 (会期1日)

第1日目 (6月20日)

出席委員 名

1番	笹川 武義	15番	長川 富雄
2番	國重 義廣	9番	三好 直樹
3番	末長 憲二	10番	金滝 耕治
4番	長尾 清	11番	川西 正廣
5番	西川 謙三	12番	丸尾 説男
6番	中島 美紀	13番	福家 範行
7番	佐藤 裕子	14番	横井 博美
		16番	松岡 正広
		17番	松内 利和
		18番	藤重 英子
		19番	

議事録署名委員

13番 福家 範行 委員、 16番 松岡 正広 委員

欠席 8番 滝川 廣男 委員

公務のため出席した者の職氏名

事務局長 福家 勝己 主査 松田 祐季 主査 岩部 有起

傍聴人 0人

議事日程

令和 7 年 6 月 20 日

- 第 1 会期の決定について
- 第 2 議事録署名委員の指名について
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条（農業委員会）について
- 第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条（県知事）について
- 第 5 議案第 3 号 現況証明（農委分）について
- 第 6 議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
- 第 7 議案第 5 号 農業経営改善計画の認定（町）について
- 第 8 報告第 1 号 農地法第 18 条（通知）について
- 第 9 報告第 2 号 農業経営改善計画の認定（県）について

令和7年6月 農業委員会議事録

午前9時00分 開会

職務代理

みなさま、こんにちは。定刻が参りましたので、ただいまから令和7年度第3回農業委員会を開催します。出席者の方へのお願いです。携帯電話をお持ちの方は、本会開催中、マナーモード若しくは、電源をお切りいただきますようお願いいたします。

それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会長

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。続きまして、事務局よりご挨拶をお願いします。

事務局

【挨拶】

職務代理

ありがとうございました。それでは、議事に移ります。議事進行につきましては、通例により、笹川会長、お願いします。

議長

それでは議事に移ります。

本日の欠席者は、8番 滝川 廣男 委員です。

よって、農業委員出席者は、17名です。会期の決定ですが、会期は本日1日限りといたします。

なお、「議事録署名委員の指名について」ですが、私の方で指名してよろしいでしょうか。

委員一同

はい。

議長

本日の議事録署名人には、13番 福家 範行（ふけ のりゆき） 委員

16番 松岡 正広（まつおか まさひろ） 委員

を指名します。

議案第 2 号-1

- 地図・図面： ██████████ 図面番号 5 条-1
- 権利設定： 所有権移転
- 申請地： ██████████ 田 524 m²外筆 合計 599.94 m²
- 地種： 3 種農地
- 併用地： ██████████ 宅地 75.94 m²外筆 合計 75.94 m²
- 申請者： 【譲渡人】 ██████████
【譲受人】 ██████████
- 転用目的： その他（分譲住宅）
- 用途： 分譲住宅
- 施設の概要： A 号地 住居平屋建て 1 棟 118.41 m²
B 号地 住居 2 階建て 1 棟 59.61 m²
- 説明： 転用者は、██████████で昭和 49 年に設立、資本金 300 万円
で、██████████を中心に分譲住宅の事業を展開してきた法人です。
転用目的は宅地分譲用地で、所有権の移転をするものです。申請地は、██████████
から 300m 以内の第 3 種農地です。複数候補地を比較検討したが、地権者同意
を得られない土地であったことも影響し、当地での申請に至りました。申請
地は町道に接し、周辺の主要幹線沿いを中心に店舗等が増加し宅地化が進んで
おり、良好な生活環境であることから販売見込みが立つため選定したものです。
- 【資金】土地代 600 万円、造成費 1,400 万円、建築費 3,000 万円
合計 5,000 万円
<内訳>自己資金 0 万円、借入金 5,000 万円
- 【期間】許可後 R 7. 8. 1～R 10. 6. 30
- 【造成】花崗土による盛土 H=0.27～0.60m、
コンクリート擁壁設置 H=0.50～1.20m
切土 なし 法面 なし
- 【排水】雨水：ため桝設置、北側、南側水路へ排水
汚水：A 号地 汚水桝設置し、下水道本管へ排水
B 号地 合併浄化槽設置
- 【他法令許可】町建設課と、町道、法定外公共物協議済み。
- 【水利】██████████水利組合
- 【隣接同意】該当なし

議案第 2 号-2

地図・図面： ██████████ 図面番号 5 条-2
権利設定： 所有権移転
申請地： ██████████ 田 1,533 m²外 2 筆 合計 1,554.19 m²
地種： 2 種農地
併用地： ██████████ 雑種地 95 m²外 2 筆 合計 118.47 m²
申請者： 【譲渡人】 ██████████
 【譲受人】 ██████████

転用目的： その他（資材置場・駐車場）

用途： 資材置場・駐車場

施設の概要： 構造物は無し

説明： 申請地は 4 月の農業委員会にて農振除外の申請があった土地です。

申請人は、夫と共に造園業及び外構業営んでおりますが、事業が順調に伸び自宅兼事務所の敷地だけでは手狭になったことから、資材置場及び駐車場用地の確保を検討しました。事業所近郊で検討したところ、申請地が母親所有の農地で現在休耕中であり事務所からの距離も近く、敷地への進入も容易であることから、選定したものです。

【資金】 土地代 0 万円、造成費 50 万円、建築費 0 万円
合計 50 万円

<内訳> 自己資金 50 万円、借入金 0 万円

【期間】 許可後 R 7. 8. 10～R 8. 3. 31

【造成】 花崗土による盛土 なし 切土 なし

コンクリート擁壁 既設ブロック積 法面 既設法面

【排水】 雨水：集水桝を設置

汚水：なし

【他法令許可】 該当なし

【水利】 ██████████ 水利組合

【隣接同意】 該当なし

以上、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長

議案第 2 号についてご質問はありますか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第3号議案について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号現況証明について、説明します。今月は1件です。

議案第3号-1

地図・写真： [REDACTED] 図面番号 非農地-1
申請地： [REDACTED] 田 278 m² 外 筆 合計 278 m²
現況地目： 山林
利用状況： 山林
申請人： [REDACTED]
申請理由： 自宅から遠方にある農地のため、管理が出来なくなり、耕作するのが困難になっています。現在は山林の様相を呈しており、農地としての復旧が著しく困難になった土地は、非農地証明を行うにいたりました。非農地証明をしたとしても周辺農地に与える影響はないものと考え、問題はないと判断しております。

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

議長

議案第3号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、議案第4号についてですが、案件第75号に [REDACTED] 委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、[REDACTED] 委員はご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい。議案第4号の案件第75号について、説明します。

案件第75号

所在： [REDACTED] 田 1,140 m²
利用権： 貸借権
貸付人： [REDACTED]

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦・野菜

賃料： 年間 10 a 当り 14,000 円

期間： R7.8.1～R17.7.31 (10 年間)

以上ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

案件第 75 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 75 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

続きまして、案件第 105 号に ████████委員に関する案件が含まれていますので、審議の間、██████委員はご退室をお願いします。

【 退室 】

議長

それでは、事務局より説明を願います。

事務局

はい。案件第 105 号について、説明します。

案件第 105 号

所在： ██████████ 田 693 m²

利用権： 貸借権

貸付人： ██████████

借受人： ██████████

転貸人： 高松市仏生山町 (公益)香川県農地機構

利用目的： 水稻・麦

賃料： 年間 10 a 当り 5,000 円

期間： R7.8.1～R17.7.31 (10 年間)

以上ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長

案件第 105 号につきまして、何か質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

それではさきに採決を行います。

議案第 4 号の案件第 105 号について、賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

挙手全員

議長

挙手全員と認めます。この案件は可決されました。██████委員は、入室の上、ご着席下さい。

【 入室 】

議長

事務局より、残りの案件につきまして説明を求めます。

事務局

はい。先ほどご審議いただいた案件を除く残りの案件について説明します。

契約件数： 116 件 合計 159,112.05 m²

新規契約： 66 件 65,712.05 m²

更新契約： 45 件 86,587 m²

移転・再貸付契約： 5 件 6,813 m²

貸付先としましては、1～30 番を ██████████ 氏へ、31～37 番を ██████████ へ、38～39 番を ██████████ へ、40～41 番を ██████████ へ、42～43 番を ██████████ 氏へ、44～45 番を ██████████ 氏へ、46～49 番を ██████████ 氏へ、50～59 番を ██████████ へ、60～61 番を ██████████ へ、62 番を ██████████ 氏、63 番を ██████████ へ、64～69 番を ██████████ へ、70～

71 番を [] 氏へ、72～80 番を [] へ、81～83 番を [] 氏へ、84～89 番を [] 氏へ、90～97 番を [] へ、98～103 番を [] 氏へ、104 番を [] 氏へ、106 番を [] 氏へ、107～114 番を [] 氏へ、115～117 番を [] 氏へ、118 番を [] 氏へ貸し付けるものです。

以上、審議のほどよろしくお願ひします。

議長

議案第 4 号についてご質問はございませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、第 5 号議案についてですが、案件第 1 号に私に関係する案件が含まれますので、退室いたします。なお、その間の議事進行については、職務代理にお願いします。

【 退室 】

職務代理

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局

はい、農業経営改善計画の認定について説明します。今回は、更新 3 件の申請がありました。まず案件第 1 号について、説明します。

議案第 5 号-1 (更新)

申請者： []

住所： []

設立年月日： []

作目・部門名：(R12 目標) 種子麦、一般麦

農業経営等に関する目標：(R12 目標)

種子麦	550.0 a	17,600 kg	(320 kg/10 a)
-----	---------	-----------	---------------

一般麦	600.0 a	22,800 kg	(380 kg/10 a)
-----	---------	-----------	---------------

目標所得： 420 万円

年間労働時間： 1,200 時間

説明： 作業の役割分担の明確化や作業性の向上により効率化を図る。また、構成員の家族など後継者の技術向上のための支援を行い担い手・後継者の育成に努める。排水、追肥と土入れなどの肥培管理、雑草防除等基本管理の徹底。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

議案第 5 号-3 (更新)

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

設立年月日： [REDACTED]

作目・部門名：(R12 目標) 水稻、麦

農業経営等に関する目標：(R12 目標)

水稻 270.0 a 11,340 kg (420 kg/10 a)

麦 900.0 a 27,000 kg (300 kg/10 a)

目標所得： 400 万円

年間労働時間： 1,500 時間

説明： 基盤整備事業に取り組むとともに、高性能機械を整備し効率化を図る。

基本技術の徹底により安定生産に努める。作業の役割分担の明確化や作業性の向上により効率化を図る。また、構成員の家族など後継者の技術向上のための支援を行い担い手・後継者の育成に努める。先に行われた綾川町農地再生協議会担い手部会でも問題なく承認されています。

以上、審議のほどよろしく申し上げます。

議長

議案第 5 号につきまして、何か質問はありませんか？

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第 1 号について事務局より説明を願います。

事務局

報告第 1 号、農地法第 18 条の規定による合意解約の届出について説明します。今月は 2 件です。

報告 1-1

貸貸人： [REDACTED]

貸借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 1,024 m²のうち 576 m²

解約日：令和 7 年 5 月 15 日

説明：耕作(売買)目的による解約で、離作補償はありません。

報告 1-2

賃貸人： [REDACTED]

賃借人： [REDACTED]

申請地： [REDACTED] 田 419 m²のうち 180 m²

解約日：令和7年5月15日

説明：耕作（売買）目的による利用権の解約で、離作補償はありません。

以上です。よろしく申し上げます。

議長

報告第1号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

続きまして、報告第2号について事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは、報告第2号「農業経営改善計画の認定（県）について」説明します。

複数の市町にまたがる経営を行っている農業者は県の認定、県をまたがる場合は、国の認定となります。市町村が各市町村の農業経営基盤強化促進基本構想と照らし合わせて適当と認めて、県や国が認定すると言う流れになります。今回は、更新2件です。

報告第2号-1（更新）

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：（R12 目標） 成鶏（採卵鶏）、育成鶏（採卵鶏）

農業経営等に関する目標：（R12 目標）

成鶏（採卵鶏）	62 万羽	11,600 t
---------	-------	----------

育成鶏（採卵鶏）	15 万羽	
----------	-------	--

目標所得： 785 万円

年間労働時間： 2,000 時間

報告第2号-2（更新）

申請者： [REDACTED]

住所： [REDACTED]

生（設立）年月日： [REDACTED]

作目・部門名：（R12 目標） 初生雛、孵化受託

農業経営等に関する目標：(R12 目標)

初生雛 12 万 7 千 9 百羽 1,681 万羽

孵化受託 1,890 万羽

目標所得： 2,576 万円

年間労働時間： 2,000 時間

綾川町地域再生協議会担い手部会で承認の意見いただき、計画については適当であると回答しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

報告第 2 号について、ご質問はありませんか。

委員一同

なし

議長

以上ですべての議案についての説明、質疑が終了しました。それでは、採決に入ります。

本日提案された議案の内、議案第 4 号の第 75 号、第 105 号、議案第 5 号の第 1 号を除く、第 1 号議案から第 5 号議案について、原案通り賛成する方の挙手を求めます。

委員一同

全員挙手

議長

全員の方の挙手をいただきましたので、議案はすべて承認されました。以上で本日の日程はすべて終了しました。ありがとうございました。

職務代理

本日も各委員さんのご協力により定例農業委員会が無事終了致しました。慎重なご審議ありがとうございました。それでは、第 3 回定例農業委員会を閉会いたします。

午前 9 時 5 3 分

閉会